

情 個 審 答 申 第 2 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）3月30日付け、中総企発第485号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアルの個人情報不存在決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアル等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月19日、実施機関は、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年11月2日、審査請求人は、本件開示請求のうち「死亡時の家族への連絡対応」についての個人情報不存在決定を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅰ」という。）。また同月30日、審査請求人は、本件開示請求のうち「死亡した者に関するマニュアル」についての個人情報不存在決定を不服として本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅱ」という。）。
- 3 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により令和3年（2021年）3月3日、審査請求Ⅰ及び審査請求Ⅱに係る審理手続を併合している。
- 4 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、主張した内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求Ⅰ及び令和3年（2021年）1月15日付け反論書で主張した内容

本件処分と同時に個人情報一部開示決定された相談支援記録において、令和元年（2019年）9月12日に、実施機関が審査請求人に対し被相続人の緊急時等に審査請求人へ連絡すべきことがあれば連絡すると伝えた旨記載がある。また、令和2年（2020年）1月19日に、実施機関が公務用の携帯電話がないため非通知設定で審査請求人に架電した旨記載があり、実際に審査請求人の携帯電話の着信履歴にも非通知で電話連絡があっている。

これらのことから、実施機関は被相続人の死亡後、審査請求人への連絡対応を実際に行っており、開示請求に係る個人情報が不存在決定となるのは事実と反するので処分の取消しを求める。

（2） 審査請求Ⅱ及び令和3年（2021年）2月3日付け反論書で主張した内容

本件処分と同時に個人情報一部開示決定された相談支援記録において、令和2年1月20日に、緊急時連絡について実施機関は組織的判断で措置を行っている旨記載がある。組織判断で措置を行うためのマニュアルは存在するはずである。

また、実施機関は病院に被相続人を入院させており、保健師も担当者についていることから、もしも死去したらどうするのかの対策、方針、対応を示したマニュアルが存在するはずである。

2 実施機関の主張

実施機関が主張した内容は、おおむね次のとおりである。

（1） 審査請求Ⅰに対して令和2年（2020年）12月4日付け弁明書で主張した内容

令和2年（2020年）4月10日の本件開示請求では、「死亡時への家族への連絡対応はどんな対応をするのですか。」との内容であり、連絡対応を示したマニュアルについて尋ねていると判断した。対象者死亡時における親族等への連絡対応については、対象者が置かれている状況等が個々によって異なることから、あらかじめ一概に定めておくことはない。したがって、審査請求人に連絡を行ったことは事実だが、連絡対応を示したマニュアルは存在しない。

（2） 審査請求Ⅱに対して令和2年（2020年）12月28日付け弁明書で主張した内容

対象者死亡時における親族等への連絡対応については、対象者が置かれている状況等が個々によって異なることから、あらかじめ一概に定めておくことはない。したがって、審査請求人に連絡を行ったことは事実だが、連絡対応を示したマニュアルは存在しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアル（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件自己情報の存否について

審査請求人は、実施機関が所掌する事務に係る複数の項目について本件開示請求を行い、それに対して実施機関は個人情報不存在決定とする本件処分だけでなく、個人情報が存在したものについては個人情報一部開示決定を行っているものである。そのうち、本件処分に係る二項目について、不存在であることを不服として審査請求をしているものである。

審査請求Ⅰについては、審査請求人は、個人情報一部開示決定がされた相談支援記録において、緊急時等に連絡すべきことがあれば審査請求人へ連絡する旨等が記載されているため、そもそも不存在決定とした本件処分は事実と反すると主張する。一方、実施機関においては本件開示請求に「死亡時への家族への連絡対応はどんな対応をするのですか。」と記載されている文言から、日頃の相談内容等を記録する相談支援記録とは別に、実施機関が所掌する事務に係る対象者（以下「対象者」という。）の死亡時の連絡対応を記したマニュアルについて請求があったものと判断し、本件処分を行っている。

そもそも、審査請求人と実施機関の本件開示請求の対象となる行政文書の認識が異なっているものの、実施機関が主張するとおり、当該事業の性質上、死亡時に誰にどのような手段で連絡するのかは個々のケースで異なり、事前に決めておくことは困難と思われるため、連絡対応のマニュアルはないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。また、審査請求人が主張する相談支援記録に死亡時の家族への連絡対応の記載があるとのことについては、これは〇〇区福祉課と審査請求人との会話の中での発言内容を記録したものであり、死亡時の連絡対応の方法を示した記録とまでは言えず、実施機関が相談支援記録以外の行政文書を対象としたことについて違法又は不当であったとまでは言えないと考える。

審査請求Ⅱについても同様に、当該事業の性質上、対象者の死亡時の対応方法等を事前に決めておくことは困難と思われるため、死亡した者に関するマニュアルを作成していないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認める

に足りる事情もない。

よって、本件自己情報が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件審査請求については、開示請求時点から審査請求人が求める個人情報と実施機関が開示対象とした個人情報とで、対象とすべきものの認識に違いがあったものと見受けられる。実施機関は開示請求書に記載された文言のみで開示対象を判断したということであるが、求められる個人情報が明確である場合を除き、開示請求者へ十分な聞き取りを行うなど、認識に違いが出ないように努めることが望まれる。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） ３月３１日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和３年（２０２１年） ６月１１日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ７月２日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ８月６日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ９月３日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １０月１日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １１月１２日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １２月３日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） １月７日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ６月３日	答申案の審議を行った。